

中小企業再生支援協議会事業実施基本要領新旧対照表

改正案	現行
<p>6. 債権買取支援業務部門の業務手順</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p><u>(6) 6. (3) の事業計画策定支援等を行った案件のフォローアップ</u></p> <p><u>①債権買取支援業務部門は、必要に応じて、外部専門家の協力を得て、債権買取支援が完了した後の相談企業の事業計画の進捗状況等についての確認並びに取引金融機関によるモニタリング及び経営支援内容について確認を行うことができる。</u></p> <p><u>②債権買取支援業務部門は、上記①の実施に際し、適時・適切な期間を定めるものとする。</u></p> <p><u>③債権買取支援業務部門は、事業計画の進捗状況等についての確認結果を踏まえ、相談企業に対し、必要に応じ外部専門家の協力を得て、事業計画の達成に向けた支援を行うとともに、取引金融機関によるモニタリング及び経営支援内容の確認結果を踏まえ、当該取引金融機関に対し、当該モニタリング及び経営支援内容が適切なものとなるよう働きかけを行うことができる。</u></p> <p><u>④債権買取支援業務部門は、上記②の期間が終了した時には、相談企業の事業計画達成状況等を踏まえ、その後の債権買取支援業務部門による事業計画の進捗状況等についての確認の可否を判断する。</u></p> <p><u>⑤債権買取支援業務部門は、事業計画の進捗状況等についての確認の結果、事業計画を変更する必要があると認める場合には、必要な支援を行うことができる。</u></p>	<p>6. 債権買取支援業務部門の業務手順</p> <p>(1) ～ (5) 略</p>